

障害福祉ヘルパー料金表

(令和8年6月1日改訂)

1、《居宅介護》

身体介護	サービス提供時間	基本利用料(円)	自己負担額
	30分未満	2,560	256
	30分～1.0時間未満	4,040	404
	1時間～1.5時間未満	5,870	587
	1.5時間～2時間未満	6,690	669
	2時間～2.5時間未満	7,540	754
これ以上30分増すごとに83単位加算			

家事援助	30分未満	1,060	106
	30分～45分未満	1,530	153
	45分～1時間未満	1,970	197
	1時間～1時間15分未満	2,390	239
	1時間15分～1時間30分未満	2,750	275
	これ以上15分増すごとに35単位加算		

2、《重度訪問介護》

サービス提供時間	基本利用料(円)	自己負担額
30分～1.0時間未満	1,860	186
1時間～1.5時間未満	2,770	277
1.5時間～2.0時間未満	3,690	369
2.0時間～2.5時間未満	4,610	461

3、《加算料金》

緊急時対応加算	1回につき100円(月2回まで)
初回加算	200円/月
特定事業所加算	基本料金の10%加算

早朝帯加算	午前6時～8時	基本利用料の25%加算
夜間帯加算	午後6時～10時	基本利用料の25%加算
深夜帯加算	午後10時～午前6時	基本利用料の50%加算

介護職員等処遇改善加算	居宅介護	(Ⅰ・イ)	所定単位数に44.6%を加算
		(Ⅰ・ロ)	所定単位数に45.6%を加算
		(Ⅱ・イ)	所定単位数に43.1%を加算
		(Ⅱ・ロ)	所定単位数に44.1%を加算
		(Ⅲ)	所定単位数に37.6%を加算
		(Ⅳ)	所定単位数に30.2%を加算
	重度訪問介護	(Ⅰ・イ)	所定単位数に37.2%を加算
		(Ⅰ・ロ)	所定単位数に38.2%を加算
		(Ⅱ・イ)	所定単位数に35.7%を加算
		(Ⅱ・ロ)	所定単位数に36.7%を加算
		(Ⅲ)	所定単位数に30.2%を加算
		(Ⅳ)	所定単位数に24.8%を加算